



繁殖牛基盤強化特別対策事業

1 事業内容

(1) 施設整備支援

- ア 支援内容（補助対象経費）
対象施設の新設、更新(増築、改築)にかかる経費
- イ 補助金額
対象経費の1/2以内（上限：2,500,000円）

(2) 機械導入支援

- ア 支援内容（補助対象経費）
下記別表1に記載のある機械装置の購入経費
- イ 補助金額
事業費の1/4以内（上限：500,000円）

別表1

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ペールフィーダー、餌寄せロボット 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置（自走式を除く）、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置 等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレイジハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器、ICT関連機械（GPSガイダンスシステム）等



2 対象者

(1) 施設整備支援

- ア 60歳以下のもの
- イ 農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けているもの
- ウ 基準増頭頭数（既に経営している者は5年後までに5頭以上の増頭、新規就農者は3頭以上の飼育）
- エ 町税及び町有牛貸付譲渡金を滞納していないもの

(2) 機械導入支援

- ア 70歳未満のもの
- イ 基準増頭頭数（既に経営している者は5年後までに5頭以上の増頭、新規就農者は3頭以上の飼育）
- ウ 町税及び町有牛貸付譲渡金を滞納していないもの

3 申請方法・期限

(1) 申請書様式

石川町農政課のHPより申請書をダウンロードするか、または石川町農政課にお問い合わせください。

(2) 申請期限及び提出先

令和3年6月30日（水）までに、石川町役場農政課農政係に提出ください。

(3) 申請書類

- ア 繁殖牛基盤強化特別対策事業認定申請書（様式第1号）
- イ 事業費算定の根拠となる資料（機器のカタログ、見積書等）
- ウ 施設支援整備の場合、案内図・位置図・平面図・立面図

4 注意事項

- (1) 本事業は予算の範囲内で実施するため、不採択または補助金が減額となる可能性がありますので、予め御了承願います。
- (2) 申請書の記入及び必要書類の作成については、必ず申請者自身が行ってください。
- (3) 本事業の認定前に施設を整備した、また機械を導入した場合は事業の対象となりません。

5 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係（石川町字長久保185-4）

TEL 0247-26-9126 FAX 0247-26-0360

